

環境局千葉市決裁規程共通専決事項の取扱いに関する事務処理要領

- 1 千葉市決裁規程（平成4年千葉市訓令(甲)第1号。以下「決裁規程」という。）別表第1共通専決事項1一般的事項中（1）、（2）、（5）、（6）、（7）専決事項について環境局所管事項の取扱いを別表1のとおり定める。
- 2 決裁規程別表第1共通専決事項3財務に関する事項（1）、（2）に規定する専決事項については、課長への回議を要するものとする。ただし、別表2に掲げる専決すべき事項の課内回議の順序は、同表の課内回議の欄に掲げるとおりとする。
- 3 この要領における用語の意義は、決裁規程の例によるものとする。
- 4 別表1表中共通専決事項1に定める専決事項欄に掲げる（5）に該当する事項として定める処分について、当該処分を拒否する処分を行う場合には、決裁規程別表第1共通専決事項第1項一般事項表中における（5）、（6）の規定の趣旨を踏まえ、当該処分の専決者となっている者と同等以上の決裁を受けるものとする。
- 5 この要領の規定は、決裁規程第9条第2項の規定により、専決権者が重要又は異例と認めたものについて、その上位者に決裁を受けることを妨げない。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年７月７日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表 1

部	課	班等		専決すべき事項	専決者					共通専決事項 1に定める専 決事項	備考
					局長	部長	課長 第二類 の事業 所の長	課内 室長 担当 課長	主査		
環境保全部	環境保全課	管理班	(1)	公健法第106条第1項の規定に基づく再調査の請求の受理		○				(7)	
環境保全部	環境保全課	管理班	(2)	公健法第106条第2項の規定に基づく審査請求に係る通知の受理		○				(7)	
環境保全部	環境保全課	管理班	(3)	公害健康被害の補償等に関する法律施行規則(昭和49年総理府令第60号、以下「公健法規則」という。)第22条第1項の規定に基づく障害補償費の額の改定請求の受理		○				(7)	
環境保全部	環境保全課	管理班	(4)	公健法第8条第2項に規定する認定の更新の決定及び第28条第2項に規定する障害補償費の額の決定		○				(5)	
環境保全部	環境保全課	管理班	(5)	公健法第29条に規定する遺族補償費、第35条に規定する遺族補償一時金及び第41条に規定する葬祭料の支給の決定		○				(5)	
環境保全部	環境保全課	管理班	(6)	公健法規則に基づく上記以外の申請、請求及び届出の受理			○			(7)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(7)	千葉県環境保全条例(平成7年千葉県条例第43号。以下「環境条例」という。)第98条第1項、第99条第1項、第100条第1項、第101条及び第102条第3項の規定に基づく届出の受理					○	(7)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(8)	環境条例第103条の規定に基づく事故復旧工事完了届出の受理			○			(7)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(9)	環境条例第98条第1項、第99条第1項及び第100条第1項の規定に基づく届出の内容の審査			○			(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(10)	環境条例第107条の規定による報告の徴収			○			(6)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(11)	環境条例第108条の規定による立入検査			○			(6)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(12)	環境影響評価法第3条の7、第6条第1項、第15条、第19条及び第26条第2項の規定によるアセス図書の受理			○			(7)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(13)	千葉県環境影響評価条例第7条、第16条、第20条第1項、第27条第4項及び第40条第5項の規定によるアセス図書の受理			○			(7)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(14)	環境影響評価条例第7条第1項の規定による指針の策定		○				(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(15)	環境影響評価条例第7条第2項の規定による指針の改定		○				(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(16)	環境影響評価条例第7条第3項、第14条(第24条第3項において準用する場合を含む。)、第42条第7項、第46条第1項から第3項まで、第49条第8項及び第51条の規定による諮問	○					(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(17)	環境影響評価条例第7条第4項の規定による公表			○			(2)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(18)	環境影響評価条例第13条第3項(第24条第3項において準用する場合を含む。)の規定による市長意見の公表	○					(2)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(19)	環境影響評価条例第8条第1項、第10条、第19条、第23条第1項、第27条、第29条第3項、第42条第1項及び第3項並びに第49条第1項及び第3項の規定によるアセス図書等の受理			○			(7)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(20)	環境影響評価条例第8条第2項、第11条第1項、第20条第1項、第23条第2項、第30条第1項、第42条第4項、第46条の2及び第49条第4項の規定によるアセス図書等の公告・縦覧	○					(2)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(21)	環境影響評価条例第9条第4項(第17条第2項において準用する場合を含む。)、第38条第1項、第42条第3項及び第6項並びに第49条第3項及び第7項の規定に基づく指示		○				(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(22)	環境影響評価条例第9条第5項(第17条第2項において準用する場合を含む。))の規定による指導		○				(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(23)	環境影響評価条例第9条の2第1項及び第18条第1項の規定による説明会計画書の受理			○			(7)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(24)	環境影響評価条例第9条の2第2項(第18条第2項において準用する場合を含む。))の説明会の承認		○				(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(25)	環境影響評価条例第11条の2第3項(第21条第2項において準用する場合を含む。))の規定による報告書の受理			○			(7)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(26)	環境影響評価条例第12条第1項及び第22条第1項の規定による意見書の受理			○			(7)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(27)	環境影響評価条例第12条第3項及び第22条第3項の規定による意見書の送付			○			(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(28)	環境影響評価条例第13条第1項、第24条第1項並びに第28条第1項及び第2項の規定による市長意見の発出	○					(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(29)	環境影響評価条例第25条第1項の規定による公聴会の開催		○				(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(30)	環境影響評価条例第25条第2項の規定による公聴会の公告	○					(2)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(31)	環境影響評価条例第32条第1項(第37条第4項において準用する場合を含む。)、第33条第1項(第37条第4項において準用する場合を含む。)、第35条第1項(第37条第4項において準用する場合を含む。)、第36条第1項(第37条第4項において準用する場合を含む。))、第37条第2項、第38条第2項、第42条第2項、第47条第1項、第48条第1項及び第49条第2項の規定による届出の受理			○			(7)	

環境保全部	環境保全課	保全活動班	(32)	環境影響評価条例第32条第2項（第35条第2項（第37条第4項において準用する場合を含む。）、第37条第4項において準用する場合を含む。）、第33条第2項（第36条第2項（第37条第4項において準用する場合を含む。）、第37条第4項において準用する場合を含む。）、第37条第3項、第47条第2項及び第48条第2項の規定による公告	○					(2)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(33)	環境影響評価条例第45条の規定による要請		○				(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(34)	環境影響評価条例第53条の規定に基づく報告又は資料の提出要求			○			(6)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(35)	環境影響評価条例第54条の規定に基づく立入検査			○			(6)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(36)	環境影響評価条例第55条第1項及び第2項の規定に基づく勧告		○				(6)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(37)	環境影響評価条例第55条第3項の規定による公表		○				(6)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(38)	環境影響評価条例第58条の規定による他自治体との協議		○				(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(39)	計画段階環境影響評価実施要綱（以下「計画段階要綱」という。）第4条第1項の規定による指針の策定			○			(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(40)	計画段階要綱第4条第2項の規定による指針の改定			○			(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(41)	計画段階要綱第6条及び第9条第1項の規定による図書の受理			○			(7)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(42)	計画段階要綱第7条第1項、第9条第2項の規定による公告・縦覧	○					(2)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(43)	計画段階要綱第7条第2項、第9条第3項、第10条第3項の規定による公表のうち市ウェブサイトに係る掲載			○			(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(44)	計画段階要綱第8条第1項の規定による意見書の受理			○			(7)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(45)	計画段階要綱第8条第3項の規定による送付			○			(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(46)	計画段階要綱第10条第1項の規定による市長意見の発出	○					(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(47)	計画段階要綱第11条の規定による諮問	○					(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(48)	計画段階要綱第13条の規定による申し出の受理		○				(7)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(49)	計画段階要綱第14条の報告又は資料の提出要求			○			(6)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(50)	環境影響評価関連図書のインターネットの利用による継続的公表に関する要綱（以下「インターネット要綱」という。）第3条の規定による図書の公表			○			(2)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(51)	インターネット要綱第8条の規定による図書の公表の終了			○			(2)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(52)	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「化学物質排出把握管理法」という。）第5条第2項の規定による主務大臣への届出の受理				○		(7)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(53)	化学物質排出把握管理法第5条第2項の規定による届出の主務大臣送付			○			(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(54)	化学物質排出把握管理法第5条第3項の規定による届出に対する意見発出			○			(1)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(55)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号。以下「組織整備法」という。）第3条、第4条、第5条及び第6条の規定による公害防止管理者等の届出の受理				○		(7)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(56)	組織整備法第6条の2の規定による承継届出の受理				○		(7)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(57)	組織整備法第10条の規定による統括者等の解任命令		○				(6)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(58)	組織整備法第11条の規定による報告及び検査			○			(6)	
環境保全部	環境保全課	保全活動班	(59)	地域環境保全基金（森林環境譲与税に関するものを除く。）に関すること。		○				(5)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(1)	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「大防法」という。）第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）、第12条第3項（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第17条の7第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項、第18条の17第1項及び第2項、第18条の28第1項、第18条の29第1項並びに第18条の30第1項の規定による届出の受理				○		(7)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(2)	大防法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第17条の5第1項、第17条の6第1項及び第17条の7第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項、第18条の17第1項及び第2項、第18条の28第1項、第18条の29第1項並びに第18条の30第1項の届出の内容の審査			○			(1)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(3)	大防法第9条、第9条の2、第17条の8、第18条の8、第18条の18第1項及び第2項並びに第18条の31の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(4)	大防法第10条第2項（第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の36第1項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮			○			(5)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(5)	大防法第14条第1項及び第3項、第17条の11、第18条の4、第18条の11並びに第18条の21の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(6)	大防法第15条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令		○				(6)	

環境保全部	環境規制課	大気班	(7)	大防法第15条の2第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令		○			(6)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(8)	大防法第17条第3項の規定による命令		○			(6)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(9)	大防法第18条の34第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令		○			(6)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(10)	大防法第26条第1項の規定による報告の徴収			○		(7)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(11)	千葉市硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱(以下「硫黄総規要綱」という。)第5条第1項及び第2項、第6条並びに第7条に規定する計画書の受理				○	(7)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(12)	硫黄総規要綱第9条の規定による計画書の審査及び結果通知			○		(1)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(13)	硫黄総規要綱第10条の規定による遵守状況の確認			○		(6)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(14)	千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例 (以下「VOC条例」という。) 第7条の規定による自主的取組計画書の受理				○	(7)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(15)	VOC条例第8条の規定による実績報告書の受理				○	(7)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(16)	VOC条例第12条の規定による報告の要求			○		(7)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(17)	千葉市窒素酸化物対策指導要綱(以下「窒素要綱」という。)第5条第1項及び第2項、第6条並びに第7条に規定する計画書の受理				○	(7)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(18)	窒素要綱第9条の規定による計画書の審査及び通知			○		(1)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(19)	悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「悪防法」という。)第3条の規定による規制地域の指定及び第6条の規定による公示	○				(2)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(20)	悪防法第4条の規定による規制基準の設定及び第6条の規定による公示	○				(2)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(21)	悪防法第8条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令		○			(6)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(22)	悪防法第10条第3項の規定による命令		○			(6)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(23)	悪防法第20条第1項の規定による報告の徴収			○		(7)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(24)	水濁法5条、第6条、第7条、第10条、第11条第3項、第14条第3項及び第14条の2第1項、第2項及び第3項の規定による届出の受理				○	(7)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(25)	水濁法第5条、第7条の届出の内容の審査			○		(1)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(26)	水濁法第8条、第8条の2、第13条第1項及び第3項、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第14条の2第4項、第14条の3第1項及び第2項第18条の規定による命令		○			(6)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(27)	水濁法第9条第2項の規定による期間の短縮			○		(5)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(28)	水濁法第13条の4に規定する指導、助言			○		(6)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(29)	水濁法第13条の4に規定する勧告		○			(6)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(30)	水濁法第14条の11に規定する指導、助言			○		(6)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(31)	水濁法第14条の11に規定する勧告		○			(6)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(32)	水濁法第22条第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び立入検査			○		(7)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(33)	水濁法第23条第2項及び第4項(湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号。以下「湖沼法」という。)第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知の受理			○		(7)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(34)	湖沼法第8条、第10条及び第20条第2項(第22条において準用する場合を含む。)の規定による命令		○			(6)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(35)	湖沼法第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項及び第2項並びに第18条第2項の規定による届出の受理			○		(7)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(36)	湖沼法第15条第2項(第16条第2項、第17条第3項及び第18条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通報の受理			○		(7)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(37)	湖沼法第20条第1項(第22条において準用する場合を含む。)の規定による勧告		○			(6)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(38)	湖沼法第21条第1項(第22条において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収及び立入検査			○		(7)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(39)	湖沼法第24条に規定する指導、助言			○		(6)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(40)	湖沼法第24条に規定する勧告		○			(6)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(41)	騒音規制法(昭和43年法律第98号。以下「騒規法」という。)第3条第1項の規定による地域の指定及び同条第3項の規定による公示	○				(2)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(42)	騒規法第4条第1項の規定による規制基準の設定及び同上第3項の規定による公示	○				(2)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(43)	騒規法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第10条、第11条第3項並びに第14条第1項及び第2項の規定による届出の受理				○	(7)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(44)	騒規法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項の届出の内容の審査			○		(1)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(45)	騒規法第9条の規定による計画変更勧告		○			(6)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(46)	騒規法第12条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令		○			(6)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(47)	騒規法第15条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令		○			(6)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(48)	騒規法第17条第1項の規定による要請及び同条第3項の規定による意見		○			(1)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(49)	騒規法第20条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査			○		(6)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(50)	騒規法第21条第2項及び第4項の規定による通知の受理			○		(7)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(51)	振動規制法(昭和51年法律第64号。以下「振規法」という。)第3条第1項の規定による地域の指定及び同条第3項の規定による公示	○				(2)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(52)	振規法第4条第1項の規定による規制基準の設定及び同上第3項の規定による公示	○				(2)	

環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(53)	振規法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び第2項、第10条、第11条第3項並びに第14条第1項及び第2項の規定による届出の受理					○	(7)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(54)	振規法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び第2項の届出の内容の審査			○			(7)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(55)	振規法第9条の規定による計画変更勧告		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(56)	振規法第12条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(57)	振規法第15条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(58)	振規法第16条第1項の規定による要請		○				(1)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(59)	振規法第17条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査			○			(7)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(60)	振規法第18条第2項及び第4項の規定による通知の受理			○			(7)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(61)	建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号。以下「ビル用水法」という。)第4条第1項に規定する許可		○				(5)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(62)	ビル用水法第6条第3項、第7条、第8条第3項及び第9条の規定による届出の受理					○	(7)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(63)	ビル用水法第10条第1項の規定による許可の取消し並びに同条第2項及び第3項の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(64)	ビル用水法第11条第1項の規定による立入り			○			(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(65)	ビル用水法第13条の規定による報告の徴収			○			(7)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(66)	ビル用水法第14条第1項の規定による立入検査			○			(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(67)	工業用水法(昭和31年法律第146号。)第4条第1項に規定する許可		○				(5)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(68)	工業用水法第7条第1項に規定する変更の許可		○				(5)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(69)	工業用水法第9条に規定する届出の受理					○	(7)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(70)	工業用水法第10条第3項に規定する届出の受理					○	(7)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(71)	工業用水法第11条に規定する届出の受理					○	(7)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(72)	工業用水法第13条の規定による許可の取消し並びに停止の命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(73)	工業用水法第14条に規定する地下水の採取の制限		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(74)	工業用水法第22条第1項の規定による立入り			○			(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(75)	工業用水法第24条の規定による報告の徴収			○			(7)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(76)	工業用水法第25条第1項の規定による立入検査			○			(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(77)	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第1項及び第3項の規定による通知及び確認並びに報告の受理				○		(7)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(78)	土壌汚染対策法第3条第4項の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(79)	土壌汚染対策法第3条第5項及び第6項の規定による届出の受理並びに取消し			○			(7)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(80)	土壌汚染対策法第3条第8項の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(81)	土壌汚染対策法第4条第1項及び第2項の規定による届出及び報告の受理			○			(7)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(82)	土壌汚染対策法第4条第3項の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(83)	土壌汚染対策法第5条の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(84)	土壌汚染対策法第6条の規定による区域の指定及び解除	○					(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(85)	土壌汚染対策法第6条の規定による公示	○					(2)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(86)	土壌汚染対策法第7条第1項の規定による指示		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(87)	土壌汚染対策法第7条第1項、第3項、第5項及び第9項の規定による計画書及び報告書の受理並びに通知			○			(7)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(88)	土壌汚染対策法第7条第2項、第4項及び第8項の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(89)	土壌汚染対策法第9条の規定による申請の確認及び取消し			○			(7)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(90)	土壌汚染対策法第11条の規定による区域の指定及び解除	○					(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(91)	土壌汚染対策法第11条の規定による公示	○					(2)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(92)	土壌汚染対策法第12条第1項から第4項までの規定による届出の受理及び確認			○			(7)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(93)	土壌汚染対策法第12条第1項の規定による方針の取消し		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(94)	土壌汚染対策法第12条第5項の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(95)	土壌汚染対策法第16条第1項から第3項までの規定による届出の受理及び認定			○			(7)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(96)	土壌汚染対策法第16条第4項の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(97)	土壌汚染対策法第19条第4項の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(98)	土壌汚染対策法第22条第1項の規定による許可		○				(5)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(99)	土壌汚染対策法第22条第9項の規定による届出の受理					○	(7)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(100)	土壌汚染対策法第23条第1項の規定による許可		○				(5)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(101)	土壌汚染対策法第24条の規定による命令		○				(6)	

環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(102)	土壌汚染対策法第25条の規定による取消し又は命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(103)	土壌汚染対策法第27条第2項の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(104)	土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定による承認		○				(5)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(105)	土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定による承認		○				(5)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(106)	土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定による承認		○				(5)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(107)	土壌汚染対策法第54条の規定による報告の徴収及び立入検査			○			(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(108)	千葉県土壌汚染対策指導要綱(以下「土壌指導要綱」という。)第4条第2項の規定による報告の受理			○			(7)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(109)	土壌指導要綱第5条第3項の規定による報告の受理			○			(7)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(110)	土壌指導要綱第6条第3項の規定による報告の受理			○			(7)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(111)	ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」という。)第12条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条第1項、第18条並びに第19条第3項の規定による届出の受理				○		(7)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(112)	ダイオキシン法第12条第1項及び第14条第1項の規定による届出の内容の審査			○			(1)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(113)	ダイオキシン法第15条及び第16条の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(114)	ダイオキシン法第17条第2項の規定による期間の短縮			○			(5)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(115)	ダイオキシン法第22条第1項及び第3項の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(116)	ダイオキシン法第23条第3項の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(117)	ダイオキシン法第27条第2項の規定による調査結果の送付及び受理				○		(7)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(118)	ダイオキシン法第28条第3項の規定による報告の受理				○		(7)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(119)	ダイオキシン法第34条第1項の規定による報告の徴収			○			(7)	
環境保全部	環境規制課	大気班 水質班 地下水・土壌班 騒音対策班	(120)	環保条例第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第21条、第22条第3項、第23条、第30条第1項、第31条第1項、第32条第1項、第35条、第36条第3項、第40条第1項、第50条、第51条第3項、第52条、第62条第1項、第63条第1項、第64条第1項、第65条第1項、第68条、第69条第3項、第73条第1項、第84条第1項、第85条第1項、第86条第1項、第87条第1項、第90条、第91条第3項、第94条の規定による届出の受理				○		(7)	
環境保全部	環境規制課	大気班 水質班	(121)	環保条例第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第30条第1項、第31条第1項、第32条第1項、第84条第1項、第85条第1項、第86条第1項、第87条第1項の規定による届出の内容の審査			○			(1)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(122)	環保条例第62条第1項、第63条第1項、第64条第1項、第65条第1項の規定による届出の内容の審査			○			(1)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(123)	環保条例第33条の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(124)	環保条例第34条第2項の規定による期間の短縮			○			(5)	
環境保全部	環境規制課	水質班	(125)	環保条例第38条の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(126)	環保条例第46条に規定する許可		○				(5)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(127)	環保条例第47条に規定する申請書の受理			○			(7)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(128)	環保条例第49条の規定による指定の告示	○					(2)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(129)	環保条例第53条第1項の規定による許可の取消し及び同条第2項の規定による命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	地下水・土壌班	(130)	環保条例第54条の規定による報告の受理				○		(7)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班 大気班	(131)	環保条例第66条、第71条、第75条、第77条、第80条第1項及び第2項、第88条、第93条並びに第96条の規定による勧告、警告及び命令		○				(6)	
環境保全部	環境規制課	騒音対策班	(132)	環保条例第67条第2項の規定による期間の短縮			○			(5)	
環境保全部	環境規制課	大気班	(133)	環保条例第89条第2項の規定による期間の短縮			○			(5)	
環境保全部	環境規制課	大気班 水質班 地下水・土壌班 騒音対策班	(134)	環保条例第107条の規定による報告の徴収			○			(7)	
環境保全部	環境規制課	大気班 水質班 地下水・土壌班 騒音対策班	(135)	環保条例第108条第1項の規定による立入検査			○			(6)	
環境保全部	環境規制課	大気班 水質班 地下水・土壌班 騒音対策班	(136)	環保条例第109条第1項の規定による公害調査請求の受理			○			(7)	
環境保全部	環境規制課	大気班 水質班 地下水・土壌班 騒音対策班	(137)	環保条例第109条第2項の規定による公害調査結果の通知			○			(1)	

環境保全部	環境規制課	大気班 水質班 地下水・土壌班 騒音対策班	(138)	環境条例第111条の規定による異常気象等の発生時における措置		○				(1)	
環境保全部	環境規制課	大気班 水質班 地下水・土壌班 騒音対策班	(139)	環境条例第112条の規定による改善等の要請		○				(1)	
環境保全部	脱炭素推進課	企画班	(1)	脱炭素に関する助成、融資に関すること。		○				(5)	
資源循環部	収集業務課	業務班	(1)	放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成7年千葉市条例第45号。以下「放置自動車条例」という。)第15条の規定による放置自動車の処分等			○			(5)	
資源循環部	収集業務課	業務班	(2)	放置自動車条例第16条第1項の規定による廃棄認定外放置自動車の移動及び保管			○			(5)	
資源循環部	収集業務課	業務班	(3)	放置自動車条例第17条第1項及び第2項の規定による廃棄認定外放置自動車の売却及び処分等		○				(5)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(4)	廃掃法第7条第1項及び第6項の規定による一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業とする者の許可		○				(5)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(5)	廃掃法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の範囲を変更する者の許可		○				(5)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(6)	廃掃法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業とする者の事業の廃止及び事業所の所在地等の変更の届出の受理			○			(7)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(7)	廃掃法第7条の3の規定による一般廃棄物の収集、運搬又は処分の業の業務の停止及び廃掃法第7条の4の規定による一般廃棄物の収集、運搬又は処分の業の許可の取消し	○					(6)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(8)	廃掃法第18条第1項の規定による一般廃棄物の保管、収集、運搬又は処分に対する報告の徴収			○			(7)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(9)	廃掃法第19条第1項の規定による一般廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を業とする者の施設の立入検査			○			(6)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(10)	廃掃法第19条の3の規定による一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物の保管、収集、運搬又は処分方法に対する改善命令	○					(6)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(11)	廃棄物条例第49条の規定による報告の徴収			○			(7)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(12)	廃棄物条例第50条第1項の規定による立入調査			○			(6)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(13)	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則(平成5年規則第36号。)第32条の規定による一般廃棄物収集運搬業等の許可証の再交付			○			(7)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(14)	浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条の規定による届出の受理及び勧告			○			(7)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(15)	浄化槽法第7条第2項の規定による指定検査機関からの報告の受理				○		(7)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(16)	浄化槽法第7条の2第2項の規定による水質に関する検査を受けるべき旨の勧告			○			(6)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(17)	浄化槽法第7条の2第3項の規定による勧告に係る措置命令	○					(6)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(18)	浄化槽法第10条の2第1項から第3項までの規定による報告書の受理				○		(7)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(19)	浄化槽法第11条の2の規定による廃止の届出の受理				○		(7)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(20)	浄化槽法第12条第1項の規定による保守点検又は清掃についての勧告			○			(6)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(21)	浄化槽法第12条第2項の規定による管理者等への改善措置命令又は使用停止命令	○					(6)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(22)	浄化槽法第12条の2第2項の規定による水質に関する検査を受けるべき旨の勧告			○			(6)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(23)	浄化槽法第12条の2第3項の規定による勧告に係る措置命令	○					(6)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(24)	浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可		○				(5)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(25)	浄化槽法第37条の規定による浄化槽清掃業の変更届出の受理			○			(7)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(26)	浄化槽法第38条の規定による浄化槽清掃業の廃業等の届出の受理			○			(7)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(27)	浄化槽法第41条第1項の規定による浄化槽清掃業者への指示			○			(6)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(28)	浄化槽法第41条第2項の規定による浄化槽清掃業者への許可の取消し又は事業の停止命令	○					(6)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(29)	浄化槽法第53条第1項の規定による報告の徴収			○			(6)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(30)	浄化槽法第53条第2項の規定による立入検査			○			(6)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(31)	浄化槽法施行細則(昭和63年千葉市規則第36号。以下「浄化槽法細則」という。)第6条の規定による浄化槽の維持管理状況報告の受理				○		(7)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(32)	浄化槽法細則第7条の規定による浄化槽の休止の届出の受理				○		(7)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(33)	浄化槽清掃業の許可に関する規則(昭和60年千葉市規則第44号。「清掃業規則」という。)第5条第1項の規定による浄化槽清掃業許可証の再交付			○			(7)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(34)	清掃業規則第10条の規定による浄化槽清掃業の実績報告の受理			○			(7)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(35)	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和63年千葉市条例第22号。以下「浄化槽条例」という。)第5条第1項及び第2項の規定による登録及び通知		○				(5)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(36)	浄化槽条例第5条第3項の規定による登録簿の閲覧又は謄本の請求			○			(7)	

資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(37)	浄化槽条例第6条第1項及び第2項の規定による登録の拒否及び通知		○			(6)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(38)	浄化槽条例第7条第1項及び第2項の規定による変更の届出受理及び通知			○		(7)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(39)	浄化槽条例第8条第1項の規定による廃業等の届出の受理			○		(7)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(40)	浄化槽条例第12条第1項及び第3項の規定による登録の取消し、業務の停止命令及び通知	○				(6)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(41)	浄化槽条例第13条の規定による登録の消除			○		(6)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(42)	浄化槽条例第14条第1項の規定による報告の徴取			○		(6)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(43)	浄化槽条例第14条第2項の規定による立入検査			○		(6)	
資源循環部	収集業務課	浄化槽班	(44)	千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和63年規則第37号）第4条第8項の規定による登録簿の閲覧の拒否又は中止			○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(1)	廃掃法第7条第1項及び第6項の規定による一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業とする者の許可		○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(2)	廃掃法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の範囲を変更する者の許可		○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(3)	廃掃法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業とする者の事業の廃止及び事業所の所在地等の変更の届出の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(4)	廃掃法第7条の3の規定による一般廃棄物の収集、運搬又は処分の業の業務の停止及び廃掃法第7条の4の規定による一般廃棄物の収集、運搬又は処分の業の許可の取消し	○				(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(5)	廃掃法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可		○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(6)	廃掃法第8条の2第5項(廃掃法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は廃掃法第15条の2第5項(廃掃法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物処理施設の使用前検査申請に係る通知			○		(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(7)	廃掃法第8条の2の2第1項又は第15条の2の2第1項の規定による廃棄物処理施設の定期検査申請に係る通知			○		(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(8)	廃掃法第8条の5第4項(廃掃法第15条の2の4において準用する場合を含む。)の規定による特定一般廃棄物最終処分場の維持管理積立金に係る通知			○		(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(9)	廃掃法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可		○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(10)	廃掃法第9条第3項(廃掃法第9条の3第11項又は第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物処理施設の軽微な変更等又は廃止、休止若しくは再開の届出の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(11)	廃掃法第9条第4項(廃掃法第9条の3第11項又は第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による最終処分場の埋立終了届出の受理		○			(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(12)	廃掃法第9条第5項(廃掃法第9条の3第11項又は第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による最終処分場の技術上の基準適合の確認		○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(13)	廃掃法第9条の2第1項の規定による一般廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止命令並びに廃掃法第9条の2の2第1項及び第2項の規定による一般廃棄物処理施設の許可の取消し	○				(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(14)	廃掃法第9条の2の4第1項又は第15条の3第1項の規定による熱回収施設設置者の認定			○		(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(15)	廃掃法第9条の3第1項及び第8項の規定による一般廃棄物処理施設の設置又は変更届出の受理		○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(16)	廃掃法第9条の3第3項の規定による一般廃棄物処理施設の計画の変更命令又は廃止命令	○				(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(17)	廃掃法第9条の3第4項ただし書の規定による通知			○		(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(18)	廃掃法第9条の3第10項の規定による一般廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止命令	○				(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(19)	廃掃法第9条の5第1項(廃掃法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可		○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(20)	(16)廃掃法第9条の6第1項(廃掃法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可		○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(21)	廃掃法第9条の7第2項(廃掃法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による許可施設設置者の地位の承継に係る届出の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(22)	廃掃法第12条第3項及び第12条第4項の規定による産業廃棄物事業所外保管(変更)届出書の受理並びに廃掃法第12条の2第3項及び第12条の2第4項の規定による特別管理産業廃棄物事業所外保管(変更)届出書の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(23)	廃掃法第12条第9項の規定による多量産業廃棄物発生事業者及び廃掃法第12条の2第10項の規定による多量特別管理産業廃棄物発生事業者の処理計画の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(24)	廃掃法第12条第10項の規定による多量産業廃棄物発生事業者及び廃掃法第12条の2第11項の規定による多量特別管理産業廃棄物発生事業者の処理計画実施状況の報告の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(25)	廃掃法第12条の3第7項の規定による産業廃棄物管理票に関する報告の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(26)	廃掃法第12条の5第9項の規定による電子情報処理組織の使用に関する報告の受理			○		(7)	

資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班 監視指導室	(27)	廃掃法第12条の6の規定による産業廃棄物の適正処理に関する勧告			○	○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(28)	廃掃法第12条の7第1項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定		○				(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(29)	廃掃法第12条の7第7項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例についての変更の認定		○				(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(30)	廃掃法第12条の7第9項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例についての軽微な変更の届出			○			(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(31)	廃掃法第12条の7第10項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取り消し	○					(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(32)	廃掃法第14条第1項及び第6項の規定による産業廃棄物の収集、運搬(積替え又は保管を行うものに限る。)又は処分を業とする者の許可		○				(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(33)	廃掃法第14条第1項の規定による産業廃棄物の収集、運搬(積替え又は保管を行うものを除く。)を業とする者の許可			○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(34)	廃掃法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物の収集、運搬(積替え又は保管を行うものに限る。)又は処分の事業の範囲を変更する者の許可		○				(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(35)	廃掃法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物の収集、運搬(積替え又は保管を行うものを除く。)の事業の範囲を変更する者の許可			○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(36)	廃掃法第14条の2第3項において準用する廃掃法第7条の2第3項の規定による産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業とする者の事業の廃止及び事業所の所在地の変更の届出の受理			○			(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	監視指導室	(37)	廃掃法第14条の3(廃掃法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止命令及び廃掃法第14条の3の2(廃掃法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し	○					(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(38)	廃掃法第14条の4第1項及び第6項の規定による特別管理産業廃棄物の収集、運搬(積替え又は保管を行うものに限る。)又は処分を業とする者の許可		○				(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(39)	廃掃法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物の収集、運搬(積替え又は保管を行うものを除く。)を業とする者の許可			○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(40)	廃掃法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の範囲を変更する者の許可		○				(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(41)	廃掃法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物の収集、運搬(積替え又は保管を行うものを除く。)の事業の範囲を変更する者の許可			○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(42)	廃掃法第14条の5第3項において準用する廃掃法第7条の2第3項の規定による特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業とする者の事業の廃止及び事業所の所在地の変更の届出の受理			○			(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(43)	廃掃法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可		○				(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(44)	廃掃法第15条の2の5の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出の受理			○			(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(45)	廃掃法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可		○				(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	監視指導室	(46)	廃掃法第15条の2の7の規定による産業廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止命令及び廃掃法第15条の3の規定による産業廃棄物処理施設の許可の取消し	○					(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(47)	廃掃法第15条の17第1項及び第4項の規定による指定区域の指定及び指定の解除		○				(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(48)	廃掃法第15条の19第1項から第3項までの規定による土地の形質の変更の届出の受理			○			(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(49)	廃掃法第15条の19第4項の規定による土地の形質の変更の計画変更命令	○					(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(50)	廃掃法第17条の2第1項の規定による有害使用済機器の保管等の届出の受理			○			(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班 処理業班	(51)	廃掃法第18条第1項の規定による報告の徴収			○			(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	監視指導室	(52)	廃掃法第18条第1項の規定による報告の徴収				○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班 処理業班	(53)	廃掃法第19条第1項の規定による立入検査			○			(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	監視指導室	(54)	廃掃法第19条第1項の規定による立入検査				○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班 監視指導室	(55)	廃掃法第19条の3の規定による産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法に対する改善命令	○					(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	監視指導室	(56)	廃掃法第19条の5(廃掃法第19条の10第2項において準用する場合も含む。)及び第19条の6の規定による産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分に対する措置命令	○					(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	監視指導室	(57)	廃掃法第19条の11第1項の規定による土地の形質の変更に関する措置命令	○					(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(58)	廃掃法第21条の2第1項の規定による特定処理施設の事故時の措置の届出の受理			○			(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	監視指導室	(59)	廃掃法第21条の2第1項の規定による特定処理施設の事故時の措置の届出の受理				○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班 監視指導室	(60)	廃掃法第21条の2第2項の規定による特定処理施設の事故時の措置に係る措置命令	○					(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(61)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。)第5条の5(廃掃法施行令第7条の4において準用する場合を含む。)の規定による熱回収施設休止等届出書の受理			○			(7)	

資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(62)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第248号)附則第5条第1項(同条第2項から第4項において準用する場合を含む。)の規定による優良基準適合の確認				○		(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(63)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法施行規則」という。)第4条の17及び第12条の7の15の規定による特定最終処分場に関する報告書の受理				○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(64)	廃掃法施行規則第5条の5の11(廃掃法施行規則第12条の11の11において準用する場合を含む。)の規定による熱回収報告書の受理				○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(65)	廃掃法施行規則第8条の29及び第8条の38の規定による措置内容等報告書の受理				○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(66)	廃掃法施行規則第8条の2の6(廃掃法施行規則第8条の13の6において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物事業所外保管廃止届出の受理				○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(67)	廃掃法施行規則第9条第2項の規定による再生利用が確実な産業廃棄物のみの収集又は運搬を業とする者の指定			○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(68)	廃掃法施行規則第10条の3第2号の規定による再生利用が確実な産業廃棄物のみの処分を業とする者の指定			○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(69)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。)第8条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出の受理					○	(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(70)	PCB特措法第12条第1項の規定による改善命令	○					(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(71)	PCB特措法第16条第2項の規定による承継に関する届出の受理				○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(72)	PCB特措法第24条の規定による報告の徴収				○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(73)	PCB特措法第25条第1項の規定による立入検査				○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(74)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第18条第2項の規定による申告等の受理				○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(75)	建設リサイクル法第19条の規定による助言又は勧告				○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(76)	建設リサイクル法第20条の規定による命令			○			(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(77)	建設リサイクル法第42条第2項の規定による報告の徴収				○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(78)	建設リサイクル法第43条第1項の規定による立入検査				○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	監視指導室	(79)	建設リサイクル法第43条第1項の規定による立入検査					○	(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(80)	使用済自動車再資源化法第20条第1項及び第2項の規定による勧告				○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(81)	使用済自動車再資源化法第20条第3項の規定による命令	○					(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(82)	使用済自動車再資源化法第42条第1項及び第53条第1項の規定による引取業者及びフロン類回収業者の登録				○		(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(83)	使用済自動車再資源化法第45条第1項及び第56条第1項の規定による引取業者及びフロン類回収業者の登録の拒否	○					(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(84)	使用済自動車再資源化法第46条第1項及び第57条第1項の規定による引取業者及びフロン類回収業者の登録の変更の届出の受理				○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(85)	使用済自動車再資源化法第48条第1項(第59条において準用する場合を含む。)及び第64条(第72条において準用する場合を含む。)の規定による廃業等の届出の受理				○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(86)	使用済自動車再資源化法第51条第1項及び第58条第1項の規定による引取業者及びフロン類回収業者の登録の取消し及び事業の停止命令	○					(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(87)	使用済自動車再資源化法第60条第1項及び第67条第1項の規定による解体業及び破砕業の許可			○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(88)	使用済自動車再資源化法第63条第1項及び第71条第1項の規定による解体業及び破砕業の変更の届出の受理				○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(89)	使用済自動車再資源化法第66条(第72条において準用する場合を含む。)の規定による解体業及び破砕業の許可の取消し及び事業の停止命令	○					(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(90)	使用済自動車再資源化法第70条第1項の規定による破砕業の事業の範囲の変更の許可			○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(91)	使用済自動車再資源化法第88条第4項から第6項までの規定による報告の受理				○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(92)	使用済自動車再資源化法第90条第1項の規定による勧告				○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(93)	使用済自動車再資源化法第90条第3項の規定による命令	○					(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(94)	使用済自動車再資源化法第126条の規定による意見の受理				○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(95)	使用済自動車再資源化法第130条第1項及び第2項の規定による報告の徴収				○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(96)	使用済自動車再資源化法第131条第1項の規定による立入検査				○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	監視指導室	(97)	使用済自動車再資源化法第131条第1項の規定による立入検査					○	(6)	

資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(98)	使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成14年政令第389号。以下「使用済自動車再資源化法施行令」という。)第19条第1項から第4項までの規定による報告の徴収			○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(99)	使用済自動車再資源化法施行令第20条第1項から第4項までの規定による立入検査			○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	監視指導室	(100)	使用済自動車再資源化法施行令第20条第1項から第4項までの規定による立入検査				○	(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(101)	千葉市硫酸ビッチの生成の禁止に関する条例(平成19年千葉市条例第55号。以下「硫酸ビッチ条例」という。)第4条の規定による生成中止命令		○			(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(102)	硫酸ビッチ条例第5条の規定による報告の徴収			○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(103)	硫酸ビッチ条例第6条の規定による立入検査			○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(104)	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成9年千葉市条例第36号。以下「土砂条例」という。)第6条の規定による土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準の設定	○				(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(105)	土砂条例第7条第2項及び第3項の規定による措置命令	○				(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(106)	土砂条例第8条第2項の規定による土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置命令	○				(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(107)	土砂条例第9条第1項の規定による特定事業の許可		○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(108)	土砂条例第9条第2項の規定による特定事業の届出の受理等			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(109)	土砂条例第12条第1項の規定による特定事業変更許可等		○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(110)	土砂条例第12条第8項の規定による特定事業の変更の届出の受理等			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(111)	土砂条例第12条第12項の規定による特定事業の軽微変更の届出の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(112)	土砂条例第13条の2の規定による特定事業の着手の届出の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(113)	土砂条例第14条の規定による土砂等の搬入の届出の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(114)	土砂条例第15条第3項の規定による特定事業に使用された土砂等の量等の報告の徴収			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(115)	土砂条例第16条第1項及び第2項の規定による地質検査等の報告の徴収			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(116)	土砂条例第19条第1項及び第3項の規定による特定事業の廃止等の届出の受理等			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(117)	土砂条例第20条第1項及び第3項の規定による特定事業の完了等の届出の受理等			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(118)	土砂条例第20条の2第1項及び第3項の規定による特定事業の終了等の届出の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(119)	土砂条例第20条の3第1項の規定による特定事業の譲受けの許可		○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(120)	土砂条例第20条の3第4項の規定による特定事業の譲受けの届出の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(121)	土砂条例第21条第2項の規定による特定事業の承継の届出の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(122)	土砂条例第22条第1項及び第2項の規定による措置命令	○				(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(123)	土砂条例第23条第1項の規定による許可の取消し等	○				(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(124)	土砂条例第24条の規定による廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令	○				(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(125)	土砂条例第26条の規定による報告の徴収			○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(126)	土砂条例第27条第1項の規定による立入検査等			○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(127)	土砂条例第28条の規定による公表	○				(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(128)	廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(以下「土産廃処理施設設置要綱」という。)第4条の規定による事前協議書の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(129)	千葉市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱第4条第1項の規定による事業概要書の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(130)	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱(以下「土砂指導要綱」という。)第4条第1項及び第4条の2第1項の規定による事前協議書の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(131)	土砂要綱第5条第5項の規定による実施状況報告書の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(132)	土砂要綱第11条の規定による審査指示の回答等の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(133)	土砂指導要綱第14条の規定による事前協議の変更			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(134)	PCB特措法第13条第1項の規定による代執行	○				(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(135)	PCB特措法第13条第1項第2号の規定による公告	○				(2)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(136)	再生資源物の屋外保管に関する条例第14条第1項及び第18条の規定による勧告			○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(137)	再生資源物の屋外保管に関する条例第14条第2項及び第3項並びに第19条の規定による命令	○				(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(138)	再生資源物の屋外保管に関する条例第5条第1項の規定による屋外保管事業場の許可		○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(139)	再生資源物の屋外保管に関する条例第10条第1項の規定による屋外保管事業場の変更の許可		○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(140)	再生資源物の屋外保管に関する条例第10条第1項ただし書きの規定による屋外保管事業場の軽微な変更の届出の受理			○		(7)	

資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(141)	再生資源物の屋外保管に関する条例第11条第1項の規定による譲り受け又は借り受けの許可		○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(142)	再生資源物の屋外保管に関する条例第12条第1項の規定による合併又は分割の承認		○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(143)	再生資源物の屋外保管に関する条例第13条第1項の規定による許可屋外保管事業場設置者の地位を承継した届出の受理		○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(144)	再生資源物の屋外保管に関する条例第15条第1項及び第2項の規定による許可の取消し	○				(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(145)	再生資源物の屋外保管に関する条例第17条第1項及び第2項の規定による立入検査			○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(146)	再生資源物の屋外保管に関する条例第20条第1項の規定による事故時の措置の届出の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	ヤード・残土班	(147)	再生資源物の屋外保管に関する条例第20条第2項の規定による事故時の措置に係る措置命令	○				(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(148)	廃棄物条例第20条の3第3項の規定による勧告			○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(149)	廃棄物条例第20条の3第4項の規定による命令	○				(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(150)	廃棄物条例第20条の3第5項の規定による公表	○				(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(151)	廃棄物条例第31条の規定による廃棄物管理責任者選任又は変更の届出の受理				○	(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(152)	廃棄物条例第32条の規定による減量計画書の受理				○	(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(153)	廃棄物条例第33条の規定による再利用の対象物の保管場所の設置の届出の受理				○	(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(154)	廃棄物条例第34条の規定による勧告			○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(155)	廃棄物条例第35条の規定による公表	○				(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(156)	廃棄物条例第49条の規定による報告の徴収又は指示			○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(157)	廃棄物条例第50条の規定による立入調査			○		(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(158)	廃棄物規則第32条の規定による一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証の再交付			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(159)	千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成5年千葉市規則第37号。以下「廃掃法施行細則」という。）第4条の規定による一般廃棄物処理施設の工事完了の報告の受理				○	(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(160)	廃掃法施行細則第6条の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の報告の受理				○	(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(161)	廃掃法施行細則第7条の4の規定による廃棄物処理実績報告書の受理				○	(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	事業所班	(162)	廃掃法施行細則第7条の6の規定による特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更・廃止）報告書の受理				○	(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(163)	廃掃法施行細則第7条の9の規定による産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(164)	廃掃法施行細則第12条の規定による再生利用業の変更の届出の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(165)	廃掃法施行細則第13条の規定による再生利用業の廃止の届出の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(166)	廃掃法施行細則第19条の規定による許可証の再交付			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(167)	産廃処理施設設置要綱第4条第4項の規定による事前協議免除申出の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(168)	産廃処理施設設置要綱第12条第1項の規定による審査指示事項調整済回答書の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(169)	産廃処理施設設置要綱第14条の規定による変更に係る事前協議書の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(170)	産廃処理施設設置要綱第16条の規定による事前協議取下書の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(171)	産廃処理施設設置要綱第24条の規定による廃棄物処理施設維持管理報告書の受理				○	(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	監視指導室	(172)	産廃処理施設設置要綱第24条の規定による廃棄物処理施設維持管理報告書の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(173)	産廃処理施設設置要綱第25条の規定による廃棄物処理施設事故報告書の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	監視指導室	(174)	産廃処理施設設置要綱第25条の規定による廃棄物処理施設事故報告書の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(175)	産廃処理施設設置要綱第26条の規定による廃棄物処理施設廃止、休止、再開届出書の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(176)	産廃処理施設設置要綱第27条の規定による廃棄物最終処分場の廃止の事前協議の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(177)	千葉市一般廃棄物再生利用指定制度に関する要綱第6条の規定による指定		○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(178)	千葉市一般廃棄物再生利用指定制度に関する要綱第7条第1項の規定による一般廃棄物再生利用指定業実績報告書の受理				○	(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(179)	千葉市一般廃棄物再生利用指定制度に関する要綱第8条の規定による事業の範囲の変更の認定		○			(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(180)	千葉市一般廃棄物再生利用指定制度に関する要綱第9条の規定による一般廃棄物再生輸送業・再生活用業に係る変更の届出の受理			○		(5)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	一般廃棄物班	(181)	千葉市一般廃棄物再生利用指定制度に関する要綱第13条の規定による指定の取り消し	○				(6)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(182)	廃掃法施行規則第5条の5第1項及び第5条の10第1項の規定による届出の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(183)	廃掃法施行規則第12条の11第1項の規定による届出の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(184)	廃掃法施行規則第6条第1項の規定による相続の届出の受理			○		(7)	
資源循環部	産業廃棄物指導課	処理業班	(185)	廃掃法施行規則第12条の12第1項の規定による相続の届出の受理			○		(7)	

別表 2

部	課・課内室	専決すべき事項	課内回議	備考
環境保全部	環境保全課・自然保護対策室	(1) 自然環境の保全に関すること。	主査、自然保護対策室長の順	
環境保全部	環境保全課・自然保護対策室	(2) 生物多様性の保全に関すること。	主査、自然保護対策室長の順	
環境保全部	環境保全課・自然保護対策室	(3) 谷津田の保全の推進に関すること（長期継続契約に関するものを除く。）。	主査、自然保護対策室長の順	
環境保全部	環境保全課・自然保護対策室	(4) 水環境・生物多様性保全計画に関すること。	主査、自然保護対策室長の順	
環境保全部	環境保全課・自然保護対策室	(5) 鳥獣の保護及び狩猟に関すること。	主査、自然保護対策室長の順	
環境保全部	環境保全課・自然保護対策室	(6) 有害鳥獣の駆除(農作物被害に関するものを除く。)に関すること。	主査、自然保護対策室長の順	
環境保全部	脱炭素推進課	(1) 脱炭素先行地域に関すること。	主査、担当課長の順	
環境保全部	脱炭素推進課	(2) 避難所への再生可能エネルギー導入に関すること。	主査、担当課長の順	
資源循環部	産業廃棄物指導課・監視指導室	(1) 産業廃棄物の不適正処理及び不法投棄の監視、指導及び苦情処理に関すること。	主査、監視指導室長の順	
資源循環部	産業廃棄物指導課・監視指導室	(2) 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る指導及び監督に関すること。	主査、監視指導室長の順	